

(目的)

第1条 延岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の移動ニーズの把握
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- (3) 交通空白地有償運送及び福祉有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等に関する事項
- (5) 互助による運送との連携に関する事項
- (6) 会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (7) 法に基づく手続き上協議を調える必要がある事項等

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 延岡市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 一般社団法人宮崎県バス協会
- (5) 一般社団法人宮崎県タクシー協会
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 宮崎運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 道路管理者、延岡警察署、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

2 交通会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合にはその職務を代理する。
- 4 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 交通会議は原則として公開とする。
- 6 交通会議の庶務は、延岡市企画部地域・離島・交通政策課において処理する。
- 7 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

【延岡市地域公共交通に係るご相談又は通報窓口】

窓 口：延岡市企画部地域・離島・交通政策課（担当：総合交通係）

連絡先：TEL 0982-22-7039

FAX 0982-22-7090

(書面会議)

第5条 会長は、緊急を要する場合、感染症等の拡大により対面による会議の開催が困難な場合又は軽微な事項で会議を招集する必要がないと認めるものについては、書面により報告し、又は可否を求めることにより、会議の開催又は議決に代えることができる。

2 第4条第4項の規定は、前項の議決について準用する。この場合において、同項中「出席委員」とあるのは「書面により回答した委員」と読み替えるものとする。

3 会長は、前項の議決結果について、委員に書面で報告するものとする。

(分科会)

第6条 交通会議に福祉有償運送分科会（以下「分科会」という。）を置く。

2 分科会は、福祉有償運送に関する事項を協議する。

3 分科会に属すべき委員は、交通会議の会長が指名する。

4 分科会は、協議の結果について、交通会議に報告するものとする。

5 分科会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第7条 委員及び第3条第2項の規定により会議への出席を求められた者は、個人情報その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退任した後も同様とする。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附則

この要綱は、平成19年8月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年8月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年3月31日をもって廃止し、以後交通会議に係る協議事項は延岡市地域公共交通活性化協議会で取り扱うものとする。

令和7年度延岡市地域公共交通会議委員名簿

要綱第3条の構成区分	役職名等	氏名
(1)延岡市長又はその指名する者	延岡市企画部長	吉岡 修
	延岡市健康福祉部長	児玉 欣也
	延岡市企画部地域・離島・交通政策課長	姫田 明範
	延岡市健康福祉部健康長寿課長	竹光 俊司
	延岡市商工観光文化部観光戦略課長	松井 宏紀
	延岡市北方総合支所地域振興課長	斧 伸春
	延岡市北浦総合支所次長兼地域振興課長	黒木 幹生
	延岡市北川総合支所地域振興課長	戸高 智徳
(2)一般乗合旅客自動車運送事業者	宮崎交通株式会社代表取締役社長	高橋 光治
(3)一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者	一般社団法人宮崎県タクシー協会延岡支部長	野々上 忠臣
	株式会社あさひ観光バス代表取締役	斉藤 隆
(4)一般社団法人宮崎県バス協会	一般社団法人宮崎県バス協会専務理事	上平 賢一
(5)一般社団法人宮崎県タクシー協会	一般社団法人宮崎県タクシー協会会長	吉本 悟朗
(6)住民又は利用者の代表	延岡市区長連絡協議会会長	森口 正輝
	延岡市しょうがい者大輪の会理事長	甲斐 直義
	延岡市さんさんクラブ連合会会長	宮本 良治
	延岡市PTA連絡協議会副会長	高須 陽子
	のべおか男女共同参画会議21会長	土井 裕子
	北方地域活性化協議会会長	甲斐 幹弘
	北浦地域活性化協議会会長	猪股 信彦
	北川地域活性化協議会会長	井本 厚徳
	九州医療科学大学学生部長	横山 裕
(7)宮崎運輸支局長又はその指名する者	国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局長	天野 重信
(8)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	宮崎交通株式会社労働組合延岡支部長	黒田 淳一
(9)道路管理者	国土交通省延岡河川国道事務所長	島川 浩一
	宮崎県延岡土木事務所長	戸田 正人
	延岡市都市計画部土木課長	松下 典生
(10)延岡警察署	宮崎県延岡警察署交通課長	桑水流 章文
(11)学識経験者	国立大学法人大分大学経済学部門教授	大井 尚司
(12)関係団体等	九州旅客鉄道株式会社延岡駅駅長	菊池 建次
	日豊汽船株式会社代表取締役	岸上 照夫
	延岡市介護支援専門員連絡会	工藤 洋美
(13)宮崎県	宮崎県総合政策部総合交通課長	松田 隆